

平成27年西東京市教育委員会第4回臨時会会議録

- 1 日 時 平成27年7月1日(水)
開会 午前9時00分 閉会 午前9時10分
- 2 場 所 田無庁舎3階 庁議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 前 田 哲
教 育 長 職 務 代 理 者 竹 尾 格
委 員 宮 田 清 藏
委 員 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
委 員 米 森 修 一
- 5 出席職員 教 育 部 長 櫻 井 勉
教 育 部 特 命 担 当 部 長 南 里 由美子
教 育 企 画 課 長 早 川 礼 成
- 6 事務局 教育企画課企画調整係長 倉 本 直 子
教育企画課企画調整係主査 和 田 克 弘
- 7 傍聴人 0人

平成27年西東京市教育委員会第4回臨時会議事日程

日 時 平成27年7月1日（水） 午前9時から
場 所 田無庁舎3階 庁議室

- 第 1 西東京市教育委員会教育長職務代理者の指名
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名委員の指名
- 第 4 議案第48号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第 5 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成27年第4回臨時会
(7月1日)

午後 9 時 00 分 開 会

議事の経過

○教育長 ただいまから平成27年西東京市教育委員会第4回臨時会を開会いたします。

○教育長 平成27年6月30日付で江藤前教育長が退任されました。平成27年7月1日付で私になりますけれども、前田が教育長に就任いたしました。よろしく願いいたします。

それに伴いまして、平成26年6月20日公布の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が適用され、本日の教育委員会は新体制のもとで開催されることとなります。

新体制下では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第1項、教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する、との規定に基づき、これまで竹尾元委員長が担われておりました、会議の開会や議事進行等を教育長である私が行っていくこととなります。至らぬ点があるかと存じますけれども、委員の皆様方のお力添えをいただきながら努めてまいりたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

○教育長 日程第1 西東京市教育委員会教育長職務代理者の指名を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項において、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う、と規定されています。

そのため、教育長職務代理者を竹尾委員にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

○竹尾委員 みなさんの御理解が得られれば、お受けいたします。

○教育長 では、よろしくお願い致します。——それでは暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 分 休 憩

午後 2 時 4 分 再 開

○教育長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

○教育長 日程第2 議席の指定を行います。

議席の指定は、西東京市教育委員会会議規則第5条の規定により教育長が定めることとされております。

委員の議席は、ただいま御着席の席を議席として指定させていただきます。よろしくお願い致します。

○教育長 日程第3 会議録署名委員の指名を行います。

本日は、森本委員にお願いしたいと思っておりますけれども、御異議ございませんでしょうか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○教育長 それでは、本日は森本委員にお願いいたします。

○教育長 日程第4 議案第48号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分につ

いて、を議題といたします。事務局から提案理由を説明お願いいたします。

- 櫻井教育部長 議案第48号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、の提案理由を説明申し上げます。本議案につきましては、平成27年6月30日付の人事異動に伴う、教育委員会の職員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をしたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

恐れ入ります、2枚目の専決処分書をご覧ください。

平成27年6月30日付の退職に伴う市長部局への出向でございます。異動の内容につきましては、表の部分を御覧いただきたいと思っております。説明は以上でございます。

- 教育長 はい、ただいまの説明について何か質疑等ございますでしょうか。

○教育長 よろしいですか。

○宮田委員 えっと、ちょっと質問といたしますか――。

○教育長 はい。お願いします。

- 宮田委員 あの、まあ結果的にこれでいいんですが、退職なんていうのはわかっていますよね。そうすると、理由が緊急でっていうのは、なんかとってつけたような感じがして、ずっと前からわかっているようなことでも、継続的にそういうことやってきたからそうなんでしょうけども、ここで新しくなったので、あんまりわかっていることまで専決処分する必要はないんじゃないかと。一か月前でも、今日は退職だっていうことはわかっているわけですから、その時にはこういうふうに分断をしますということではいけないんでしょうか。

- 櫻井教育部長 こちらの手続きのほうがですね、総務のほうを経由しまして、最終的に教育委員会のほうにまいります。退職する場合、現在は教育委員会に出向という形になっておりますので、教育委員会から市長部局に戻すという形の手続きが必要になります。そういった手続き上のことで、本人はもっと早めに退職の書類を出している場合もあるかと思いますが、総務のほうの内示等については、教育委員会に来てから正式な手続き等になりますので、そこから臨時の教育委員会を開催するいとまがないということで専決処分をとっている状況でございます。

○宮田委員 この方は突然辞められるんですか。いわゆる定年退職的な感じで年齢が来たから――。

○櫻井教育部長 定年ではないです。

○宮田委員 ああ、そういうことですか。それならわかりました。私は、年齢が来たのでその時に辞めるのであるならば、そういうことはわかっているはずではないか、専決処分しなくても、事務的というか前もってこういうことになりますからという予測をしてもよろしいのではないかと思ったんですが、突然辞められるということであるならば、やむを得ないと思っておりますけれども。

○教育長 よろしいですか。

○宮田委員 はい。

○教育長 他に何か、御質問等ありますか。――それでは、質疑は終結させていただきます。人事に関する案件ですので討論は省略いたします。

それでは、これから議案第48号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○教育長 ありがとうございました。

全員挙手ということで、本議案は原案のとおり承認されました。

○教育長 次に 日程第5 その他、を議題といたします。教育委員会全般について質疑を受けいたします。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして、平成27年西東京市教育委員会第4回臨時会を閉会します。どうもありがとうございました。

午 前 9 時 10 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員